

国民年金のお知らせ

国民年金の独自給付として、「寡婦年金」と「死亡一時金」があります。どちらも国民年金のみの給付制度で、厚生年金保険にはありません。

寡婦年金

(1) 寡婦年金とは？

寡婦年金は、国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者も含む）の保険料納付済期間と保険料免除期間が合わせて10年以上である夫が亡くなった時、夫によって生計を維持され、かつ、夫との婚姻継続関係（事実婚も含む）が10年以上継続している妻のみが、60歳から65歳になるまで受け取ることができます。場合によっては、保険料納付済期間と保険料免除期間が10年以上でなく、25年以上必要となることもあります。

(2) 金額について

夫の死亡日前日までの第1号被保険者（任意加入含む）期間から、老齢基礎年金の計算方法により算出した額の4分3になります。

(3) 注意点

- 以下に該当する方は請求できません。
 - ・夫に障害基礎年金の受給権がある場合
 - ・夫が老齢基礎年金を受け取ったことがある場合
 - ・妻が繰り上げ受給の老齢基礎年金を受け取っている場合
- 妻が他の年金を受け取っている場合は選択することになります。
- 寡婦年金と死亡一時金の両方が対象となる場合は、どちらか一方を選択することになります。

死亡一時金

(1) 死亡一時金とは？

死亡一時金は、国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者も含む）の保険料納付期間が36月（3年）以上ある方が死亡したときに遺族が受け取ることができます。

(2) 金額について

保険料を納付されていた月数ごとに異なります。

- 36月以上180月未満 …12万円
- 180月以上240月未満 …14万5千円
- 240月以上300月未満 …17万円
- 300月以上360月未満 …22万円
- 360月以上420月未満 …27万円
- 420月以上 …32万円

※死亡した月の前日までに付加保険料納付済期間が36月以上あるなら、上記の金額に8,500円が加算されます。

(3) 注意点

- 死亡一時金の対象は生計を同一としていた家族になります。家族の対象者は下記のとおりです。
- 請求できる優先順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順番となります。
- 死亡した方が老齢基礎年金や障害基礎年金を受け取っていた場合や、遺族基礎年金を受け取ることができる方の場合は、死亡一時金を請求できません。

お問い合わせ先

町民課 年金係
函館年金事務所

☎ 0139-47-4681（直通）
☎ 0138-82-8001